

愛媛県立松山南高等学校同窓会寄付金規程

(目 的)

第1条 愛媛県立松山南高等学校同窓会（以下本会という）の設立目的に掲げた、「会員相互の交誼及び学校の発展」を更に充実させることを目的として、本会会則の下に本規程を制定する。

(寄付金の受領)

第2条 本会の趣旨に賛同する同窓生及び学校関係者有志からの厚志を尊重し、受領した金員については、次条に規定する特定寄付金や特別寄付金を除き、それらに剰余金が生じた場合のほか寄付金の全てを、受入年度の本会一般会計に繰り入れ、会員相互の交誼及び学校の発展の為に活用するものとする。

(寄付金の種類)

第3条 本会が受領する寄付金については、次に定めるところにより区分する。

- ① 一般寄付金 個人・法人及び有志の団体から随時受領する寄付金
- ② 特定寄付金 寄付者の意思によって予め使途が特定された寄付金
- ③ 特別寄付金 使途を特定して行う募金活動により受領する寄付金

(寄付手続き)

第4条 本会に対して特別寄付金以外の寄付を行なおうとする者は、同窓会事務局まで住所・氏名・電話番号のほか、第何期の卒業生かを明らかにしたうえで、銀行振込手続きによってこれを行うものとする。

(寄付金の取り扱い)

第5条 寄付者から寄付の対価として、何らかの利益または便宜を供する事が求められた場合及び、特定寄付金の使途が本会の設立目的に馴染まない場合は、当該寄付金を受け入れる事が出来ないものとする。

尚、適正に受領した寄付金については、これを返還することが出来ない。

(寄付金の使途)

第6条 在校生に対する顕彰・在校生のクラブ活動や発表会・大会参加等に対する支援のほか、同窓生による団体活動への支援を行う等の、同窓会の設立目的に掲げた業務を更に充実発展させる為に、寄付金の活用を図るものとする。

(同窓会支部又は同期会活動等に対する支援)

第7条 一般寄付金については、寄付金の3割を限度として、寄付者の所属又は指定する、同窓会支部や同期会等の活動資金等として支出する事が出来るものとする。

寄付者による特段の意思表示がない場合には、寄付者の所属する同窓会支部が対象となるほか、支部に所属しない者については、寄付者の卒業年次に基づく同期会に対して、支援を行う事が出来る。

(同窓会支部等に対する支援方法)

第8条 同窓会支部等が活動資金を請求するに際して、会員に対する収支報告が定期的に作成されている団体については、使途を問わずにその都度定期的に金員を支出する事が出来る。

その場合は、当該金員を明らかにした収支報告書の写しを、決算の都度本会へ送付する義務を負う。

収支報告書が定期的に作成されていない団体については、会員多数や学校の便益・利益になる事を明らかにした使途報告書を提出する事と引き換えに、相当の金員を支出する事が出来る。

(受領書等の交付)

第9条 一般寄付金及び特定寄付金を受領した時は、受領を確認した後遅滞なく礼状及び受領書を、寄付者に対して送付するものとする。但し、特別寄付金については、募金活動の都度これらの取り扱い方法を別に定める。

(高額寄付者に対して)

第10条 高額寄付金(分割払いを含む寄付金の累計額が10万円以上)を支払った者に対しては感謝状を送り、高額寄付者に万が一不幸が発生した場合は、同窓会から弔意を表すものとし、献花及び弔電にてこれに報いる。

献花の時期については、第一に葬儀の機会とするも、連絡の都合上その時期を失した場合には、遺族の意向を反映して別の機会に同程度の弔意を表す事が出来る。但し、遺族が既述の弔意を好まない場合においては、可能な限り遺族の意向を尊重するものとする。

(関係者の通知義務)

第11条 前条の寄付金を支払った会員に万が一不幸が発生した場合は、その遺族又は同窓の知人は、その事実と献花の方法に付き、学校または同窓会の指定する業者に電話連絡等の手法を以て通知するものとする。

この為、高額寄付金を支払った者は、その事実及び万が一の連絡方法を、家族や同窓の知人に対して伝えておく義務を負う。

(指定業者の役割)

第12条 同窓会の指定を受けた業者は、本規程の内容を理解したうえで、電話等の受付業務を無償にて行うとともに、献花等の手配を自己または他の業者を通じて行うものとし、その都度要した費用を同窓会に対して請求のうえ支払いを受けることが出来る。

(附 則) 1. 指定業者は、株式会社ムラタ (TEL089-941-4444) とする。

2. 振込先 ゆうちょ銀行小栗支店 口座番号 01670-7-132685

口座名 愛媛県立松山南高等学校同窓会

3. 本規程は、役員会の議決を以て変更することが出来る。

4. 本規程は、平成26年6月28日より施行する。